

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推計され、国内最大の感染症とも言われている。感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与、予防接種などの医療行為によるもので、その中には、医療行政の誤りを原因とするものも含まれている。また、B型、C型肝炎は、肝硬変や肝がんに移行する場合が多く深刻な問題となっている。

国では、平成20年度から新たな肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」を実施しているが、法令による裏付けがなく継続性が担保されていない予算措置であるため、展開される施策についても地域格差が生じている。そのため、すでに肝硬変・肝がんに進展した患者やその家族は、長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面するなど、依然として不十分な対策のもとで、大変不安な状況に置かれている。

こうした状況を改善していくためには、早期に法的整備を図り、全国規模で総合的な対策を推進することが不可欠である。

よって、国会及び政府は、肝炎対策の一層の推進を図るため、国や地方自治体等の責務を明確にし肝炎対策の総合的な推進を図る、肝炎対策のための基本法を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月16日

神奈川県高座郡寒川町議会
議長 斎藤恒雄

衆議院議長 河野 洋平 殿
参議院議長 江田 五月 殿
内閣総理大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 佐藤 勉 殿
厚生労働大臣 幸添 要一 殿